



2020年3月31日

各 位

会 社 名 日本プラスト株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 永野 博久  
(コード：7291 東証第一部)  
問 合 せ 先 総務部長 時田 孝好  
電 話 番 号 0544-58-6830

## 役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬制度の導入に関する方針決定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直し（以下「本改定」といいます。）に関する方針を決定いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、後日開催する取締役会において改めて決議した上で、2020年6月に開催予定の第82回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

### 記

#### 1. 本改定の目的

本改定は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

#### 2. 本改定の内容

- (1) 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止
- (2) 取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度の導入

なお、本改定は本株主総会において関連する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 3. 役員退職慰労金制度の廃止

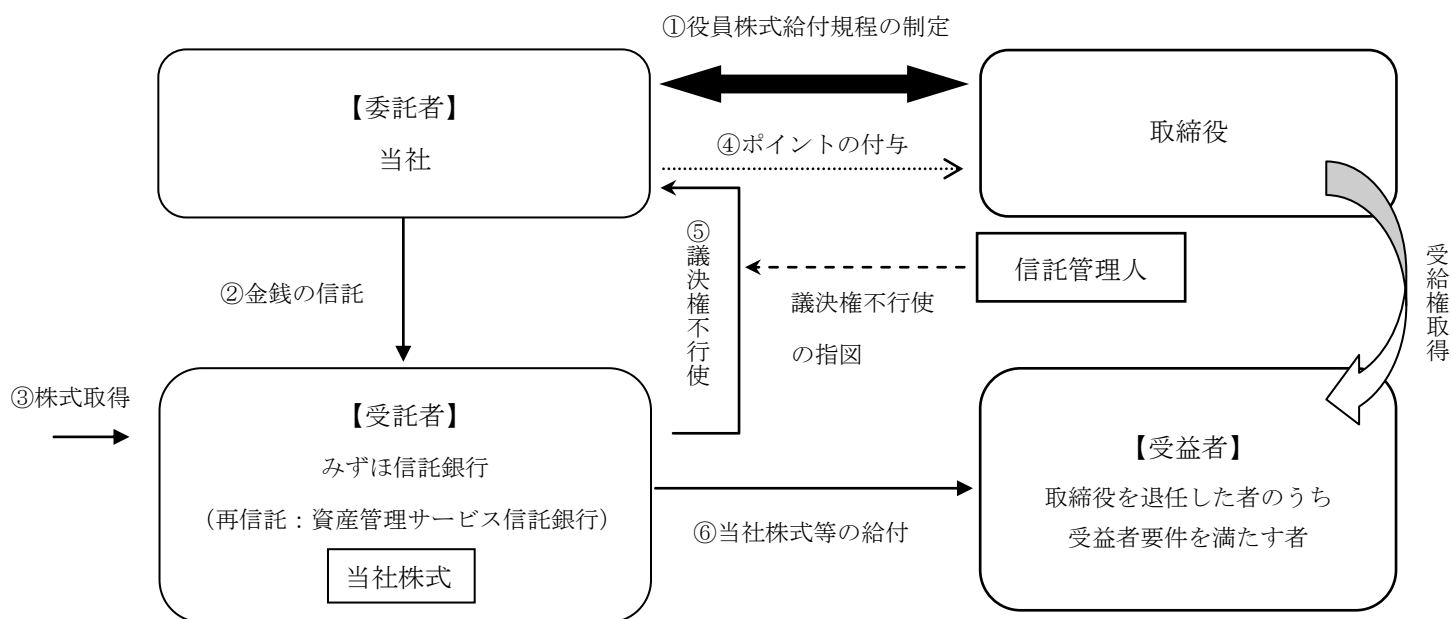
現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役及び監査役に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については、各役員の前任時に支払うこととする旨の議案を本株主総会に付議します。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、当社の業績への影響は軽微です。

#### 4. 株式報酬制度の概要

当社が導入する株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて給付する制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

##### <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者 : 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2020年8月 (予定)
- ⑧ 金銭を信託する日 : 2020年8月 (予定)
- ⑨ 信託の期間 : 2020年8月 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上